

事業番号

0081

平成25年行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	国際会議運営費用の分担	担当部局庁	大臣官房	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	—	担当課室	会計課	官房参事官 伊藤栄二			
会計区分	一般会計	政策・施策名	法務行政における国際化対応・国際協力 VI-13-(1)法務行政の国際化への対応				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第8条, 第9条, 第10条等	関係する計画、 通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の運営費用について日本国の分担金の支払いを行う。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	54	51	48	48	
		補正予算	0	△ 2	0		
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	54	49	48	48	
	執行額	53	49	48			
	執行率(%)	98%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	別紙のとおり	成果実績					
		達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	別紙のとおり	活動実績 (当初見込み)					—
				()	()	()	
単位当たり コスト	別紙のとおり (円/)	算出根拠					
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	分担金	48					
計	48						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			-	本件事業は、刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としており、その趣旨に鑑みて、国において実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	本件事業に係る国際会議等は、いずれも本件事業の目的に沿うものであり、その分担金の支出については、外交代表会議や財政委員会等の審議を経て決定された真に必要なものに限定されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	ハーグ国際私法会議等の運営費用等の一部を賄う分担金については、各事務局から示された分担額が妥当なものか精査した上で、同事務局からの支払要請に基づき支出手続を行っている。今後も引き続き、分担額の精査の上、効果的・効率的な活動ができるよう各事務局に働きかけることとした。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0002	平成23年	0002	平成24年	0003

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
48百万円

〔・国際私法会議等分担金の支払い〕



【分担金】

A. ハーグ国際私法会議
事務局ほか3機関
48百万円

〔・国際会議の分担金〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載	A.ハーグ国際私法会議事務局			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	分担金	ハーグ国際私法会議規程第8条、第9条、第10条により、同会議の経費は加盟国が分担することになっており、その分担割合はUPU(万国郵便連合)が採用している等級格付方式の分担率を一部修正(最高分担率をUPUの50単位から33単位に減少)して、これを各加盟国に適用しているところ、この分担金をハーグ国際私法会議事務局に支出しているものである。	24			
	計		24	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ハーグ国際私法会議事務局	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一をもたらすことを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	24	—	—
2	私法統一国際協会事務局	私法統一国際協会は、国際的な商取引等の渉外的法律関係において、各国の国内法がまちまちであることから生ずる不安定、障害を除去するため、各国国内法の調和を図り調整する方法を研究し、統一私法の立法化を準備することを目的とし、私法の分野における比較法の研究、私法に関する条約草案の作成等を行っている。	14	—	—
3	経済協力開発機構事務局	金融活動作業部会は、薬物犯罪に基づく資金洗浄(マネー・ローンダリング)対策を検討するために設立がなされた政府間会合であり、ここでの検討結果がサミットに報告される。資金洗浄対策のために各国が採るべき措置を「40の勧告」という形でまとめ、メンバー国に対してその遵守を求めており、同勧告の履行を担保するため、国内法について、メンバー国同士で相互審査を行うとともに、「40の勧告」の履行に対して非協力的な国を選定し、資金洗浄対策を講じるべく働きかけを行っている。	7	—	—
4	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループは、アジア・太平洋地域の資金洗浄対策の啓蒙活動の一環として、アジア太平洋地域諸国による資金洗浄対策に関する会議であり、現金決済中心の経済実態等、アジア諸国の特殊性に対応した各国のマネー・ローンダリング対策に関する法制面等の情報交換、討議及び各国におけるマネー・ローンダリング規制の実施状況の審査等を行っている。	3	—	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(別紙)

「成果目標及び成果実績(アウトカム)」、「活動指標及び活動実績(アウトプット)」、「単位当たりコスト」について

本件分担金の支出先のうち、例えば国際私法会議についてであるが、国際私法会議は、国際私法(国際民事訴訟法を含む。)に関する規則の漸進的統一を目的とする政府間国際機関であるところ、法務省民事局が関与した実績としては、

○送達条約等運用特別委員会→送達条約、証拠収集条約、裁判援助条約等を運用するに当たって実務上生ずる問題点について審議し、勧告等を採択

○国際私法会議の活動に関するアジア・太平洋地域会合→国際私法会議の作成した条約の運用等に関する情報交換や議論を通じ、各国間の協同を促進し、それらの条約に対する各国の理解を深める

○国際養子縁組条約運用特別委員会→前回の運用特別委員会以降の開催状況を踏まえ、本条約の論点をめぐる実務的観点からの意見交換を実施し、将来的な政府としての検討の可能性を見据え、十分な情報収集を行う必要性から職員を派遣

が挙げられる。

これらを単純に事業の実施の成果及び事業の活動内容として数値で定量的に示すことは困難であり、国際私法会議分担金以外の私法統一国際協会分担金、金融活動作業部会分担金及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ分担金についても同様であることから、成果指標及び活動指標を表示することができない。

また、国際私法会議等の分担金は、国際私法会議等組織の職員等の人件費、交通費、国際私法会議等の運営費等に充てられているところ、日本国だけでなく、国際私法会議等の加盟国がそれぞれ支出した分担金もこの費用に充てられていることから、仮に、上記実績を1単位とし、1単位当たりのコストを算出するにしても、これらの費用が、どの実績に、どの程度反映されているのか判然とせず、さらに、他国が関与しているため、正確な単位当たりのコストを算出することができない。

したがって、単純に事業の実施の成果及び事業の活動内容を数値で定量的に示すことができず、また、仮に数値で定量的に示したとしても、単位当たりのコストを算出することができないため、成果指標等を数値で表記することができない。